

## 留萌市総合計画策定市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政運営の最上位の計画となる第7次の総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、これからの本市のまちづくりのため、市民と行政が情報を共有し、協働で策定作業に取り組み、互いに満足度と実施意欲の高い成果が得られることを目的として、留萌市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 市民会議は、総合計画の策定に当たり、目指すまちの姿及びその実現に向けての方向性等について、市民の視点から調査、審議及び議論を行い、市民会議としての意見を取りまとめ、市長に提言するものとする。

### (委員)

第3条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、市長が委嘱する。

2 委員の定数は、10名以内とする。

3 委員の構成に当たっては、次の各号に掲げる要素に配慮するものとする。

(1) 性別 女性委員が40パーセント以上となるよう努めること。

(2) 年代 若年層（18歳以上39歳以下）、中年層（40歳以上64歳以下）及び高齢層（65歳以上）の3層の割合が均等となるよう努めること。

(3) 職業 会社員、自営業、農業、主婦等の多様性に配慮すること。

(4) 地域 市内各地域からの参加を確保するよう努めること。

(5) その他 障害者、外国人等の参加を確保するよう努めること。

4 委員は、無報酬とする。

5 市民会議は、第7次総合計画策定をもって解散する。

### (組織)

第4条 市民会議に座長及び副座長を各1名置く。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、委員の中から座長が指名し、委員の同意を得て選任する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、自主的な会議運営を基本とし、総合計画の策定及びこれからのまちづくりに関し、委員相互の自由な発言を尊重するとともに、意見を述べる機会の公平性に配慮するものとする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。この場合において、出席させることができる関係者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 学識経験者（大学教授、研究機関の研究員等）
  - (2) 市民団体、NPO、企業等の代表者
  - (3) 市職員（各部局の課長等）
  - (4) その他座長が必要と認める者
- 5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報の保護の観点等から非公開とすべき事項がある場合は、この限りでない。
- 6 会議の公開は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 傍聴希望者の事前の申込みを不要とし、会場の収容範囲内で傍聴を認めること。
  - (2) 会議資料は、市のウェブサイトで公開すること。
  - (3) 会議の議事録は、会議開催後30日以内に市のウェブサイトで公開すること。
- 7 会議における録音及び撮影は、座長の許可を得なければならない。ただし、事務局が議事録作成のために行う場合は、この限りでない。

（分科会）

第6条 市民会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、特定のテーマについて、より詳細な議論を行うものとする。
- 3 分科会における議論の結果は、市民会議に報告するものとする。
- 4 分科会の座長は、市民会議の座長と協議の上、決定するものとする。

（事務局）

第7条 市民会議の事務局は、総務部政策調整課に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会議の企画及び運営
  - (2) 会議資料の作成及び配布
  - (3) 会議の記録及び議事録の作成
  - (4) 委員との連絡調整
  - (5) 市民会議からの提言の内容の庁内周知及び反映状況の管理
  - (6) 市民向けの情報発信（ウェブサイト等）

(市の役割)

第8条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 必要に応じて市の施策及び事業等に係る情報を提供すること。
- (2) 市民会議の求めに応じて、関係者の派遣に努めること。
- (3) 市民会議からの提言について、総合計画への反映に努めること。
- (4) 総合計画案の公表時に、市民会議からの提言の反映状況について、市民に対して説明すること。

(提言書の作成及び提出)

第9条 市民会議は、次の各号に掲げる内容を含む提言書を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 第6次総合計画の検証の結果
- (2) 第7次総合計画の基本的方向性
- (3) 目指すべきまちの姿
- (4) 重点的に取り組むべき施策
- (5) 成果指標の提案

2 提言書は、全委員の合意を原則とするが、合意が得られない場合は、多数意見及び少数意見を併記することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。